

2026年2月1日

吸収合併に関する事後開示書面

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める書面)

横浜市港北区綱島東五丁目8番8号

株式会社山王

代表取締役 荒巻拓也

当社は、2025年11月26日付で株式会社明王化成との間で締結した吸収合併契約書に
基づき、2026年2月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社明王
化成を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関する事後開示事項（会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定
める事項）は、下記のとおりです。

記

1. 本合併が効力を生じた日

2026年2月1日

2. 吸収合併消滅会社における手続の経過

(1) 本合併をやめることの請求

株式会社明王化成は当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

株式会社明王化成は当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

株式会社明王化成は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

株式会社明王化成は、会社法第799条第2項及び第3項並びに株式会社明王化成の定
款第4条（公告方法）に従い、2025年11月26日に官報及び日刊工業新聞におい
て債権者に対する公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における手続の経過

(1) 本合併をやめることの請求

本合併は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項は
ありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本合併は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第 799 第 2 項及び第 3 項並びに当社定款第 4 条（公告方法）に従い、2025 年 11 月 26 日に官報及び当社ホームページにおいて債権者に対する公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日である 2026 年 2 月 1 日をもって、株式会社明王化成の一切の資産及び負債並びにこれらに付随する全ての権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおりです。

6. 本合併の変更登記日

本合併による当社の変更登記申請及び株式会社明王化成の解散登記申請は、2026 年 2 月 2 日に行う予定です。

7. その他本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

別紙（消滅会社が本店に備え置いた書面）

2025年11月26日

吸収合併に関する事前開示書面

(吸収合併存続会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める書面)

(吸収合併消滅会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める書面)

横浜市港北区綱島東五丁目8番8号

株式会社山王

代表取締役 荒巻拓也

横浜市港北区綱島東五丁目8番8号

株式会社明王化成

代表取締役 井上治雄

株式会社山王（以下「吸収合併存続会社」といいます。）及び株式会社明王化成（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は、それぞれの取締役会の決議を経て、2025年11月25日付で締結した吸収合併契約書に基づき、2026年2月1日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことにいたしました。

なお、本合併は完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併、吸収合併消滅会社においては会社法第784条第1項に定める略式合併となります。

本合併に関する事前開示事項（会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条並びに会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項）は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、本合併において合併対価の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等に関する事項

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

(2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等に関する事項

吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。
なお、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

6. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

2024年7月31日現在の吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の貸借対照表における資産の額、負債の額及び純資産の額並びに2024年8月1日から本合併の効力発生日までの間の吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の資産及び負債の変動及びその見込みを踏まえ、本合併の効力発生日以降における吸収合併存続会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本合併の効力発生日以降、吸収合併存続会社の収益状況等について、吸収合併存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事象は現在のところ想定されておりません。従いまして、本合併の効力発生日以降における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みはあると判断しております。

7. 補足

事前開示開始日後に上記各事項に変更が生じた場合には、当該変更後の事項を直ちに開示いたします。

以上

吸収合併契約書

株式会社山王（以下「甲」という。）と株式会社明王化成（以下「乙」という。）は、甲と乙との間の合併に関して、次のとおり、吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本件合併の内容）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社とする合併（以下「本件合併」という。）を行う。

2 本件合併を行う甲及び乙の商号及び住所は、以下の各号のとおりである。

- 甲（吸収合併存続会社）
 - ・商号 株式会社山王
 - ・住所 横浜市港北区綱島東五丁目8番8号
- 乙（吸収合併消滅会社）
 - ・商号 株式会社明王化成
 - ・住所 横浜市港北区綱島東五丁目8番8号

第2条（効力発生日）

本件合併の効力発生日は、令和8年2月1日とする。但し、本件合併の手の進行を踏まえて必要があるときは、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

第3条（交付する金銭等）

甲は、本件合併に際し、効力発生日の前日における最終の乙の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、対価の交付は行わない。

第4条（資本金及び準備金等）

本件合併により、甲の資本金及び資本準備金の額は増加しない。

第5条（合併承認）

甲は、効力発生日までに取締役会を招集し、本契約の承認及び本件合併に必要な事項の決議を行う。

第6条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、前条に規定する効力発生日まで、それぞれ善良な管理者の注意をもって各自の事業を行い、資産及び負債を管理するものとし、その財産及び権利義務に多大な影響を与える事項については、事前に相手方に報告の上、その同意を得なければならない。

第7条（合併条件の変更、合併契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態若しくは経営成績又は権利義務に重大な変動が生じた場合、本件合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本契約の目的の達成が合理的に困難となった場合には、甲及

び乙が協議のうえ、書面により、合併条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第8条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日までに、甲の適切な機関決定における本契約の承認、又は本契約について必要な法令に基づく関係官庁等の承認や許認可等が得られなかった場合は、その効力を失う。

第9条（費用負担）

本契約の締結及び履行に必要な費用（弁護士、司法書士、公認会計士、税理士その他のアドバイザー等の専門家に対する費用を含む。）は、特段の合意がない限り、各当事者の負担とする。

第10条（合意管轄）

本契約に関連して紛争が生じた場合には、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（協議）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本契約書1通を作成し、甲乙各自記名押印のうえ、甲が原本を、乙がその写しを保管する。又は、本契約書の作成に代えて、甲乙双方が電子署名等の電磁的処置を施した電磁的記録を作成の上、各自これを保管する。

令和7年 月 日

甲 横浜市港北区綱島東五丁目8番8号
株式会社山王
代表取締役 荒巻 拓也

印

乙 横浜市港北区綱島東五丁目8番8号
株式会社明王化成
代表取締役 井上 治雄

印

別紙2

決算報告書

(第 57 期)

自 令和 6年 8月 1日
至 令和 7年 7月 31日

株式会社 明王化成

損益計算書

自 令和 6年 8月 1日 至 令和 7年 7月 31日 (当期累計期間)

株式会社 明王化成

(単位：円)

科 目	金 額	
【売上高】		
製品売上高	316,343,101	
金型等売上高	15,020,950	
製品試作売上	6,955,088	
売上値引戻り高	1,198,374	
		337,120,765
【売上原価】		
期首製品棚卸高	5,026,073	
金型等仕入高	7,910,881	
製品試作仕入	814,491	
技術給与	20,448,726	
技術通勤費	284,554	
技術法定福利費	3,689,500	
当期製品製造原価	257,792,296	
期末製品棚卸高	18,953,688	
他勘定振替(製品)	257,282	
		276,755,551
売上総利益		60,365,214
【販売費及び一般管理費】		107,891,773
営業利益		△47,526,559
【営業外収益】		
受取利息	5,664	
受取配当金	82,580	
貸倒引当金戻入額	493,000	
雑収入	4,109,277	
		4,690,521
【営業外費用】		
支払利息	464,657	
ファクタリング手数料	293,560	
電子記録債権売却損	1,030,734	
売上割引	4,027	
売上割戻	56,740	
雑損失	5,000	
		1,854,718
経常利益		△44,690,756
【特別利益】		
固定資産売却益	24,503,866	
雑収入	5,450,000	
債務免除益	5,230,542	
		35,184,408
【特別損失】		
固定資産除却損	33	
在庫処分原価	1,224,217	
その他特別損失	10,761,800	
		11,986,050
税引前当期純利益		△21,492,398
法人税及び住民税額		367,312
当期純利益		△21,859,710

製造原価報告書

自 令和 6年 8月 1日 至 令和 7年 7月 31日 (当期累計期間)

株式会社 明王化成

(単位：円)

科 目	金 額	
【原材料費】		
期首材料棚卸高	20,433,518	
原材料仕入	29,162,723	
補助材料仕入	103,012,808	
仕入値引戻し高	3,940,865	
材料有償支給材	6,055,493	
他勘定振替(材料)	966,935	
期末材料棚卸高	14,007,378	127,638,378
【労務費】		
賃 金	61,852,792	
製造退職金	476,500	
製造法定福利費	11,127,008	
製造通勤費	1,407,276	
製造退職引当費用	1,623,908	76,487,484
【製造経費】		
消耗品費	1,145,169	
賃借料	5,716,408	
保険料	266,892	
修繕費	3,915,740	
減価償却費	995,182	
電力費	18,432,747	
水道光熱費	240,121	
雑 費	475,000	31,187,259
【外注加工費】		
外注加工費	4,970,424	
検査外注費	15,068,609	
組立外注費	6,430,586	26,469,619
当期総製造費用		261,782,740
期首仕掛品棚卸高		6,454,277
期末仕掛品棚卸高		10,444,721
当期製品製造原価		257,792,296

販売費及び一般管理費明細書

自 令和 6年 8月 1日 至 令和 7年 7月 31日

(当期累計期間)

株式会社 明王化成

(単位：円)

科 目	金 額
役員報酬	4,280,000
本社販売管理給与	7,984,153
東北間接部門給与	30,306,231
退職金	2,769,638
本社法定福利費	1,955,745
福利厚生費	829,499
本社通勤費	322,567
東北法定福利費	5,443,043
消耗品費	681,540
事務用品費	1,040,274
地代家賃	5,460,501
賃借料	151,176
保険料	835,208
修繕費	20,458,007
東北通勤費	738,200
退職引当費用	1,298,000
租税公課	361,356
減価償却費	784,262
貸倒引当金繰入	420,000
車輛関連費	854,887
旅費交通費	948,317
通信費	1,461,048
水道光熱費	198,909
支払手数料	2,134,584
荷造包装費	6,738,081
運 賃	3,823,889
広告宣伝費	2,728
諸会費	108,000
新聞図書費	23,815
顧問料	3,537,500
会議費	37,522
保守管理費	1,556,997
雑 費	346,096
販売費及び一般管理費合計	107,891,773

株主資本等変動計算書

自 令和 6年 8月 1日 至 令和 7年 7月 31日

(当期累計期間)

株式会社 明王化成

(単位：円)

	株主資本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金合計			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	30,000,000	7,500,000	0	7,500,000	180,000,000	△202,286,338	△22,286,338	△7,200,000	8,013,662	
当期変動額										
自己株式の取得			△7,200,000	△7,200,000				7,200,000		
純資産の部に計上された 減価償却累計額、その他有価証券評価差額金の増減										
当期純利益						△21,859,710	△21,859,710		△21,859,710	
当期変動額合計	0	0	△7,200,000	△7,200,000	0	△21,859,710	△21,859,710	7,200,000	△21,859,710	
当期末残高	30,000,000	7,500,000	△7,200,000	300,000	180,000,000	△224,146,048	△44,146,048	0	△13,846,048	

株主資本等変動計算書

自 令和 6年 8月 1日 至 令和 7年 7月 31日

(当期累計期間)

株式会社 明王化成

(単位：円)

評価・換算差額等		純資産合計
有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
0	0	8,013,662
△240,352	△240,352	△240,352
		△21,859,710
△240,352	△240,352	△22,100,062
△240,352	△240,352	△14,086,400

個別注記表

自 令和 6年 8月 1日 至 令和 7年 7月 31日 (当期累計期間)

株式会社 明王化成

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

1. 資産の評価基準及び評価方法

- ①有価証券の評価基準及び評価方法
移動平均法
- ②棚卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産
定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物及び平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備、構築物は定額法）を採用しています。
- ②無形固定資産
定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については法人税法の規定による法定繰入率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しています。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ①リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、平成20年4月1日前の契約については通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理、平成20年4月1日以降については資産計上する会計処理によっています。
- ②消費税等の会計処理
消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 有形減価償却資産の減価償却累計額

441,301,411円